

# 出店申し込みの注意事項（出店募集要項）

## （1）申し込み資格

- ①北国の短い夏を全ての市民が楽しめる各種行事を実施し、道北市町村との連携を図り旭川を代表する観光行事として育成するとともに、滞在型観光の促進を通じて本市の経済発展に寄与することを目的に本祭を開催、出店を募集しますので、これらに賛同する旭川市内の飲食店・企業・団体等。
- ②1飲食店1申込みとします。また、同一経営者にて複数の店舗がある場合、店舗ごとに申込みはできますが、出店は1店舗とします。  
(抽選会にて複数店舗当選の際には、その他の店舗は辞退頂きます)
- ③申込み書類調査の結果、記載内容等に虚偽の事実があったり、
  - 1、暴力団又は暴力団に類似する者
  - 2、1に経営が支配もしくは関与されている者
  - 3、暴力団と同一生計にあるもの
  - 4、1~3の内容と極めて類似される者と判断した場合は、出店の受付を取り消します。
- ④上記以外に、賑わいづくりや本祭の魅力向上に実行委員会が必要とする者。

## （2）出店資格

- ①抽選会にて当選された方（店舗）が出店権利を有します。如何なる場合も出店権利を譲渡することは出来ません。

- ②組合員優先枠で権利を得た組合員飲食店

【注意】出店者が共同で出店する場合でも、委員会への事前の届け出が必要です（申込時）。

※明らかに、譲渡と判断される場合は、出店をお断りします。

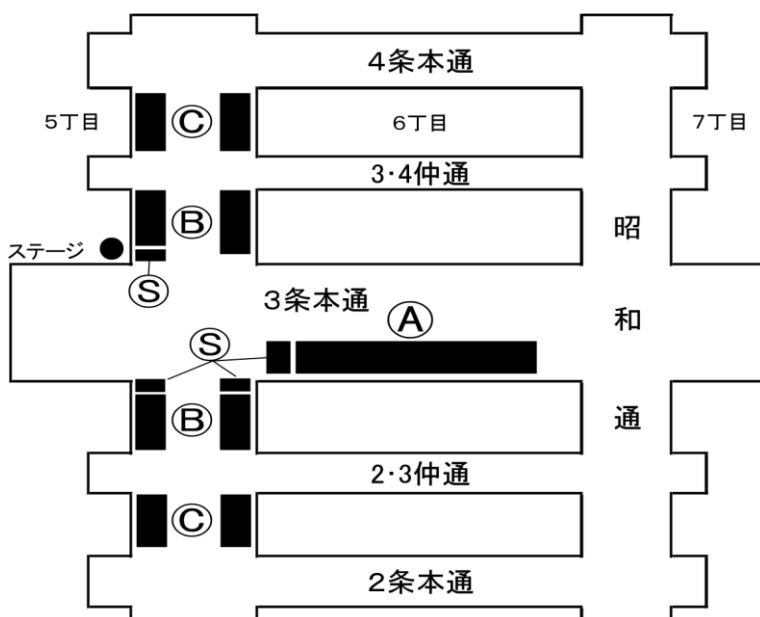
## （3）出店条件

下記の全ての条件を満たす方のみ、出店が可能です。

- ①出店規約・ルールを遵守すること。また、実行委員会・道路管理者等の指導・指示に従うこと。
- ②出店料金は、出店抽選会にて当選の際にご入金頂きます。ご入金無い場合、出店権利を取り消す事もございます)

※本年度は、出店場所により金額が異なりますのでご注意ください。

また抽選は、ご希望の枠内において行います（補欠抽選を除く）



### 出店料金

- ① 120,000円
- ② 85,000円
- ③ 60,000円
- ④ 200,000円

各3日間

テント、電灯、コンセント  
(テーブルやイス、  
厨房設備等は各自用意)

③テントサイズは下記の通りです。占有範囲内での営業を遵守願います。

◎出店料 1テント（3日間）奥行3.6m×横幅5.4m

④3日間、下記の規定時間は必ず営業を行うこと

1日目（8月2日） 16：00～22：00

2日目（8月3日） 14：00～22：00

3日目（8月4日） 11：00～22：00

⑤責任者の常駐／会期中は、終日テント内に代表者もしくは出店責任者の常駐が必要です。

⑥事前に行う出店代表者会議への出席が必要です。（7月3日予定）

⑦次の何れかの団体にも属していない方(店舗)は、何れかの団体入会にご協力願います。

1.旭川観光社交組合 2.北海道料理飲食業生活衛生同業組合旭川支部

3.北海道麺類飲食業生活衛生同業組合旭川支部 4.北海道鮭商生活衛生同業組合旭川支部

5.旭川ホテル旅館協同組合 6.(社)北海道全調理師会旭川支部 7.旭川地方食品衛生協会

8.(社)日本バーテンドー協会旭川支部 9.ラーメンの会旭川 10.旭川商工会議所 協会

11.(一社)旭川観光コンベンション（各団体の詳細についてはお問合せ下さい）

⑧会期中また終了後、実行委員会の定めるところで「清掃活動」への参加

8月5日（日）8：00集合（1時間程度）予定

⑨実行委員会が発行する「さんろく金券」「旦那衆ビール券」等の使用。また換金は80%とし、その精算作業は会期終了後となります（8月末日予定）。

※20%は会場設備費のほか、運営費に充てられます。

## 申込みについて（一般飲食店）

下記の3点の書類を期日までにご提出下さい

①下記「出店申込書」 ※記入例をご参照ください

②経営者の住民票(省略のないもので3ヶ月以内に発行されているもの) 原本 1部

※経営者と出店責任者が異なる場合は、当選後出店責任者の住民票も必要になります。

※コピー不可（複数申込みは除く）

③保健所発行の営業許可書の写し 1部

※5年臨時営業許可事業者はその許可証・

営業計画書・取扱品目の写しを添付。



営業許可証 見本

### 【書類提出先】

◇受付のみ（書類に関するご質問などは、事前に事務局までお問合せ下さい）

1、旭川夏まつり実行委員会

旭川市常盤通1丁目道北経済センター3F（旭川商工会議所産業支援部産業振興課）

2、らーめん一蔵本店

旭川市3条通7丁目山田ビル1F（営業時間10:00～28:00）

◇受付・書類に関するご質問など

3、大雪さんろくまつり出店事務局

旭川市3条通6丁目アークヒルズビル8F（受付時間14:00～19:00）

**申込み〆切 平成30年5月21日（月）17：00迄**

【注意】申込みのメ切とは、必要書類のすべての書類を提出する期限です。早目のご準備をお願いします。提出先の営業時間、休日など各々ご確認ください。

★暴力団またはそれに類似する者の出店申し込みは一切お断りいたします。

★前年度出店者にて、再三の指導においても改善のみられなかった店舗については、本年度の申込みをお断りします。

【お問合せ】

**大雪さんろく祭り出店事務局 ☎0166-24-7222**

(☎受付時間13:00~20:00 その他転送また留守電へのメッセージをお願いします)

事務局窓口 14:00~19:00 (土日・祝日休み)

時間内でも担当者不在の場合があります。お問合せ等は余裕をもってお願い致します。

FAX.0166-24-1536

メール①aksk-s\_k@vmail.plala.or.jp ②36kumiai@ezweb.ne.jp

(件名に祭り出店についてと記載下さい)

## 旭川観光社交組合加盟店の「優先枠申込」について

### (1) 申し込み方法

- ①一般申込みと同様に書類をご用意ください。
- ②出店申込書の「組合員優先枠の利用」にチェックをお願いします。

### (2) 出店権利について

- ①組合加盟店が複数店の場合においても、1店の権利を有することとします。  
抽選となり、非当選の場合は（一般抽選の場合は）その限りではございません。
- ②出店の権利は如何なる場合も譲渡することは出来ません。
- ③出店料金は、一般出店料金と同様です。

### (3) 優先枠の決定について

- ①申込み状況により、規定枠内であれば無抽選で出店できます。  
無抽選で出店が決まった場合はご連絡差し上げます。その場合にも、5月28日の当選者への申請書類作成に関わる説明会への出席が必ず必要です。
- ②申込みが規定以上の場合は、抽選となります。5月28日14時より、優先枠の抽選会を実施します。その際、非当選者は一般申込みへとスライドすることが、できます。

### (4) その他

- ①加盟の登録があり、且つ組合費の滞納が無いことが条件となります。
- ②優先枠での出店は他の模範となり、より良い賑わいづくりへの協力要請が発生することをご理解の上申込みください。

## 特別協賛枠の申込みについて

祭りの主旨にご賛同いただき、且つ賑わいづくりにご協力いただける飲食店・企業・団体など。動員並びに売り上げが見込める◎枠もしくは希望する場所で出店することができます(◎枠の場所については抽選になる場合があります)。公式パンフレットへの広告掲載やステージでのPRタイムなどのいくつかの特典をご用意いたします(詳細未定)

(1) 申し込み方法

- ①一般申込みと同様に書類をご用意ください。
- ②出店申込書の希望枠に「S」とご記入下さい。

(2) 特別協賛枠の決定について

申込み状況により、規定枠内であれば無抽選で出店できます。抽選、無抽選のいずれにおいても事務局よりご連絡差し上げます。

(3) その他

出店に関わる規則などは、他と同様です。

- 
- 道路使用許可等の都合により、諸条件が変更になる場合がございます。
  - 本祭は、雨天時にも開催致しますが、災害や暴動、関係機関からの命令や指導など安全かつ円滑に開催が出来ないと判断した場合には中止とする場合があります。その場合でも、出店料の返還はいたしません。
- 

確認後、「出店申込書」の「注意事項の確認」済にチェックしてください

H30.4.21